規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下この号において同じ。）に在籍するものに限る。）又は医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童であつて、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は十八歳以上の者であつて高等学校等に在籍するものに限る。）（次号において「障害のある子等」という。）を養育するものについて利用できるものとした場合

二　第十四項第一号ロ(1)の休暇制度を、その雇用する労働者のうち、その障害のある子等を養育するものについて利用できるものとした場合

17　第十四項第一号に該当する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして第十四項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イ又はロに該当することにより柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業事業主については、第十四項第二号イからハまでに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

18　（略）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　（略）

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからニまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　前号ロ(1)(i)に該当する事業主にあつては、次のiからvまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該iからvまでのうち、二以上に該当する場合にあつては、当該規定に定める額の合計額）（その額が八十万円を超えるときは、八十万円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主にあつては、その額が百万円を超えるときは、百万円））

(i)　前号ロ(1)(i)(イ)の措置を講じた事業主　四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(ii)　前号ロ(1)(i)(ロ)の措置を講じた事業主　四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(iii)　前号ロ(1)(i)(ハ)の措置を講じた事業主　四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(iv)　前号ロ(1)(i)(ニ)の措置を講じた事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主にあつては、二十五万円）

(v)　前号ロ(1)(i)(ホ)の措置を講じた事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主にあつては、二十五万円）

15　第十三項第一号に該当する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業事業主については、第十三項第二号イからハまでのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

16　（略）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　（略）

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからニまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　同号ロ(1)(i)に該当する事業主にあつては、次のiからvまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該iからvまでのうち、二以上に該当する場合にあつては、当該規定に定める額の合計額）（その額が八十万円を超えるときは、八十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、その額が百万円を超えるときは、百万円））

(i)　同号ロ(1)(i)(イ)の措置を講じた事業主　四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(ii)　同号ロ(1)(i)(ロ)の措置を講じた事業主　四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(iii)　同号ロ(1)(i)(ハ)の措置を講じた事業主　四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(iv)　同号ロ(1)(i)(ニ)の措置を講じた事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、二十五万円）

(v)　同号ロ(1)(i)(ホ)の措置を講じた事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、二十五万円）